内閣衆質一六九第五二八号

平成二十年六月二十四日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平殿

衆議院議員保坂展人君提出国連広報センターにおける不正会計処理問題に関する再質問に対し、 別紙答弁

書を送付する。

書

一について

政府は、 国連本部の指定に基づき、 東京国連広報センター(以下「UNIC東京」という。)の広報活

動費をUNIC東京信託基金名義の銀行口座へ、施設費を国際連合大学名義の銀行口座へ振り込んでいる。

政府は、 過去において国連に支払う分担金及び拠出金を国連本部が管理しているUNIC東京の銀行口

座に振り込んでいたが、平成十四年以降は、 為替の変動による損益の発生を回避するため、 米国にある国

連本部の銀行口座に送金している。 UNIC東京が国連本部に送金するための銀行手数料については承知

していない。

また、 政府としては、 御指摘のようなUNIC東京の複数の銀行口座における預金の残高 預金の 動き

について承知しておらず、 UNIC東京の口座に振り込まれている資金に、 日本政府以外からのものが含

まれているかについても承知していない。

一について

_-

御指摘のUNIC東京が何年も使用されていない定期預金を有していること及びそのことの経緯につい

ては承知していない。 また、 御指摘のような 「工作」についても承知していない。

現段階ではUNIC東京に対する拠出金の見直しは検討していない。

三について

御指摘の幸田シャーミン所長が就任した後も、野村前所長がUNIC東京が有する預金口座の引き出し

権限を有していたことについては承知しておらず、 御指摘の措置が適当であるか否かお答えすることは困

難である。

四の1について

御指摘のような四名の所長の在任中の講演や寄稿については承知していない。

四の2について

国連によれば、 展示業務及びウェブサイト管理等が前払の対象となったと承知している。その他のお尋

ねに関しては、 契約方法が適切であったか等について国連に照会中であるので、現時点でお答えすること

は困難である。

四の3について

国連職日 員の給与は、 国連の職員規程及び職員規則に定められた手続に従って決定されていると承知して

41 る。 政府としては、 個々の職員の給与の額について具体的に承知していないことから、 御指摘の 「お手

盛り」になっているかについては承知していない。

四の4について

国際連合の特権及び免除に関する条約 (昭和三十八年条約第十二号)第五条第十八項心の規定に従って、

国連の職員は、 国連が支払った給料及び手当に対する課税を免除されている。 年金及び健康保険の保険料

の納付額等については承知していない。

五の1について

御指 摘 の国連事務局の説明は、 国連の内部監査報告書を踏まえたものであることから、 その説明は正し

11 ものと理解しており、 当該説明が正しくないと判断し得る客観的な事実があるとも承知してない。

五の2について

御指摘の点については承知していない。

五の3について

政府としては、今後とも、 国連事務局に対し必要に応じ情報提供を求めるとともに、我が国拠出金の適

正な執行を確保するために、引き続き、国連事務局側と密接に連絡をとって行く考えである。